

入学金・敷金 消費者に力

【解説】19日の大阪地裁判決は、昨年4月に施行された消費者契約法をもとに、「ほったくり」に当たる違約金契約は無効と判断した。日本弁護士連合会消費者契約法部

会長の野々山宏弁護士によると、同法の適用は地裁レベルでは初めてだといふ。

同法を武器に、消費者側が違約金の返還を求め、動きが広がっている。6月末には私大に納めた入学金などの返還を求めて受験者らが集団提訴した。賃貸住宅の解約時の敷金没収についても提訴

が検討されている。「入学金」弁護士代表の松丸正弁護士は「原告にとって大きな力になる」と評価する。

一方、同法の法制化の審議に加わった山本豊・上智大教授（消費者法）は「事業者は違約金の根拠を明確に示すことが厳しく求められるのは当然だが、安易に契約した消費者が、いつでも解約で

きると認められたわけではない」と指摘する。契約内容が事業者の言うがままになっていないか——消費者側にも慎重さが求められている。（中野晃）

注文をめぐって違約金「不要」

「損害ない」請求棄却

大阪地裁

大阪府堺市の中古車販売業者が、車の注文をして契約を解除した男性（分）に違約金の支払いを求めた訴訟の判決が19日、大阪地裁であった。曳野久男裁判官は、昨年4月施行の消費者契約法にもとづき「事業者に損

害が生じていない」と述べて業者の訴えを棄却した。

判決によると、男性は昨年6月、業者に「フロン車の注文をした。業者は注文を受けてから車を探すことになっていたが、男性は注文を撤回。業者

は注文書の特約条項に「契約撤回の場合、車両価格の15%の損害金を請求されても異議ありません」と記載してあるとして17万8500円の違約金を請求した。男性は支払わず、業者が提訴した。

消費者契約法9条は、契約解除の場合に事業者に生じる平均的な損害額を超える違約金は無効と定めている。判決は「これだけ損害を受けたかの立証責任は事業者側にある」と指摘したうえで、「契約解除で販売業者に

何らかの損害が発生するとは認められない」と述べた。

業者側は「販売で得られたであろう粗利益分の損害を被った」と主張したが、判決は「注文車両はほかの顧客に販売できない特注品だったわけではない。粗利益は消費者側はない。粗利益は消費者契約法9条にある業者側の平均的損害にはあたらない」と判断した。

さらに、「業者が車両確保のために使った電話代なども額がわずかであるため日常的に支出論付けた。

すべき経費であり、消費者に転嫁することはできない」と指摘し、「違約金の請求は消費者契約法により許されない」と結論付けた。